**整形外科領域が定めるダブルボードカリキュラム制研修整備基準**

**リハビリテーション科専門医向け**

Iダブルボードカリキュラム制研修

1. リハビリテーション科の専門医既取得者が整形外科専門医の取得、いわゆるダブルボードを目指す場合は、プログラム制研修でなく、カリキュラム制研修を選択することができる。
2. プログラム制研修による専門医と同等のレベルとなるよう日本整形外科学会では、ダブルボードにおける研修カリキュラム制研修期間を3年以上とし、いずれかの研修プログラムに所属する形で行うこととする。（以下ダブルボードカリキュラム制研修と呼ぶ）
3. リハビリテーション科の専門研修修了後、リハビリテーション科専門医資格取得日までに行った整形外科専門研修については、本整備基準の研修条件を満たしていれば、リハビリテーション科専門医資格取得日から遡って最長で1年間を限度として研修期間に含めることができる。
4. 研修を行う施設は、所属する研修プログラム内の基幹施設、連携施設、認定研修施設に限られる。整形外科専攻医となる以前に、整形外科専門研修プログラム整備指針で定める条件の１つである「大学病院に６ヶ月以上勤務」の経験がある場合は、その期間を整形外科専門研修プログラムにおける基幹施設の最短勤務期間である6ヶ月に充てることで、基幹施設以外の施設の勤務のみで研修を終了することができる。但しこの場合も、全体の研修期間は3年以上必要である。
5. 整形外科専攻医となる以前に、整形外科専門研修プログラム整備指針で定める条件の１つである「地域医療に3ヶ月以上勤務」の経験がある場合は、その期間を整形外科専門研修プログラムにおける地域医療の最短勤務期間である3ヶ月に充てることができる。但しこの場合も、全体の研修期間は3年以上必要である。
6. ダブルボードカリキュラム制研修により整形外科専門医の取得を目指す医師であっても、所属する基幹施設の研修プログラムの定員に含めなければならない（ただしシーリング対象外）。整形外科専門研修プログラム整備基準で定める専攻医受入数についての基準（各専門研修施設においては、同一の時期に1名の指導医が指導できる専攻医の人数を原則として3名以内とする）を順守する必要がある。

II．カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

１．整形外科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

１） 申請時において公益社団法人日本整形外科学会（以下、学会）の正会員である期間が継続して3年以上であること

２）学会の定めた研修期間を満たしていること

　　①大学病院での6カ月以上の研修を含むこと　（ただし、整形外科専攻医となる以前に大学病院に６ヶ月以上勤務経験のある場合はその限りではない）

　　②地域医療の研修を3カ月以上含むこと （ただし、整形外科専攻医となる以前に地域医療を3か月以上経験した場合はその限りではない）  
３）学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること

４）学会が実施する専門医試験に合格すること

III．カリキュラム制における研修

１．カリキュラム制における研修施設

１）「カリキュラム制」における研修施設は、プログラム制における整形外科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）ならびに学会が認定する研修施設（以下、認定研修施設）とする。

２．研修期間として認める条件

１）基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設における研修を研修期間として認める。

２）他科専門研修プログラムの研修期間は研修期間として認めない。

３．研修期間の算出

１） 基本単位：「フルタイム」で「１か月間」の研修を１単位とする。   
２） 「フルタイム」の定義：週 31 時間以上の勤務時間を正規職員として所属している基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設での業務に従事すること。

３） 「１か月間」の定義 ：暦日（その月の 1 日から末日）をもって「１か月間」とする。

４） 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設で正規職員として勤務している時間 | 「1か月」の研修単位 |
| フルタイム | 週31時間以上 | 1単位 |
| 非フルタイム | 週26時間以上31時間未満 | 0.8 |
| 週21時間以上26時間未満 | 0.6 |
| 週16時間以上21時間未満 | 0.4 |
| 週8時間以上16時間未満 | 0.2 |
| 週8時間未満 | 単位認定なし |

５） 正規職員として所属している基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設での日直・宿直勤務は研修期間として算出しないが、診療実績としては認められる。

６） 産休・育休、病欠、留学などの期間は研修期間として算出しない。

４．必要とされる研修期間

１） 基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設における36単位以上の研修を必要とする。

２） 基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設としての扱いは受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

IV．カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

１．診療実績として認める条件

１） 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

①正規職員として勤務している基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設で、研修期間として算出された期間内に経験した症例が対象となる。

　②JOANRに登録された症例のみを、診療実績として認める。

２） 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

２．必要とされる経験症例

１） 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。 （手術症例のみ160例（術者80例以上＋助手80例以下））

３．必要とされる臨床以外の活動実績

１）必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。（論文または学会発表1つ以上）

V．カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

１．カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

１） カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「整形外科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「整形外科専門医 新規登録　ダブルボードのカリキュラム制(単位制)による研修開始理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

1. リハビリテーション科の研修履歴と専門医取得の有無

(2) 整形外科研修における主たる研修施設

ⅰ） 主たる研修施設は基幹施設または連携施設ならびに認定研修施設であること。

２） カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 学会および日本専門医機構は、ダブルボードのカリキュラム制研修を開始する理由について審査を行う。

３） カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

《別添》 「整形外科専門医新規登録 ダブルボードのカリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」

《注記》

整形外科専門医資格認定には、リハビリテーション科の専門医資格取得が必須である。

カリキュラム制研修であっても身元保証的なプログラムへ登録する

**整形外科専門医新規登録**

**ダブルボードのカリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書**

公益社団法人日本整形外科学会気付 日本専門医機構 御中

ダブルボードのカリキュラム制（単位制）で整形外科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

**記入日（西暦） 年 月 日**

●申請者氏名 （署名）

●勤務先

施設名 ：

科・部名：

〒 ：

TEL：

●ダブルボードのカリキュラム制研修を開始する理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

基本領域名（リハビリテーション科）

研修プログラム名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

主たる研修施設

上記の者が整形外科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名

プログラム責任者（署名） 　　　　　 ㊞

プログラム責任者の整形外科専門医番号